



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社クリエイトSDホールディングス  
(コード番号 3148 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 廣 瀬 泰 三  
問合せ先 経営企画部長 笠 井 久 利  
(電話 045-914-8241)

### 内部統制システム整備の基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム整備の基本方針に関し、一部変更することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、修正箇所につきましては、下線で示しております。

#### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a)コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動規範」をあらゆる行動の規範とする。また、総務部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し徹底を図るものとする。
- (b)内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせるとともに、コンプライアンスの統括部署として、総務部にその機能を持たせる。
- (c)監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができる。
- (d)取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (e)法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、規程に定められた年限は閲覧可能な状態を維持することとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a)当社は、当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして、以下(イ)から(ホ)のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
  - (イ)法的規制に係るリスク
    - ・薬事法等による許認可に係るリスク
    - ・医薬品の販売規制緩和等による競合環境の変化に係るリスク
  - (ロ)出店の進捗に係るリスク
  - (ハ)調剤業務の医療過誤に係るリスク
  - (ニ)薬剤師、登録販売者など資格者の確保に係るリスク

(ホ)個人情報の管理に係るリスク

- (b)リスク管理に当たっては、「危機管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、管理体制を構築するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、社内関係部署及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a)取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に会長、社長によるトップミーティングで方向性を確認し、取締役会の承認を得て執行するものとする。
- (b)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a)グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する「行動規範」を定め、これを基礎として意思決定、業務執行を行うものとする。  
取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (b)子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」において、当社の承認を要する事項及び当社への報告を要する事項並びにその手続をそれぞれ定め、これを運用して行うこととする。
- (c)子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンスに関する問題があると認めた場合には、内部監査室長又は総務部長に報告するものとする。  
内部監査室長又は総務部長は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。  
監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
- (d)子会社の法令違反その他のコンプライアンスに関する問題については、コンプライアンス委員会を設置してこれを審議し、また社内報告体制として、子会社においても当社総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a)監査役を補助すべき使用人は特別にこれを定めることはせず、監査役の判断のもとに必要に応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助に当たらせることとする。監査役が業務補助者の独立性について疑義を持った場合には、取締役会に報告するとともに、その是正を求めることができるものとする。
- (b)監査役補助者は当該業務の執行に関して、取締役以下監査役補助者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a)当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に報告すべき事項及び時期についてあらかじめ監査役と協議するものとし、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。また、監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- (b)「内部通報規程」に定める内部者通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保する

ものとする。

(c)監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

#### **8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### **9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

#### **10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

また、総務部を対応統括部署として情報の一元管理、警察等の外部専門機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、これを継続・深耕するとともに、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を推進する。

#### **11. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

(a)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規定を定めるとともに財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。

(b)内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

以 上